

# 日本教育学会公開シンポジウム 教育勅語問題を考える

2017年6月18日 早稲田大学戸山キャンパス

\*本資料の無断での転載や転送はご遠慮下さい。

お問い合わせ：日本教育学会事務局

TEL: 03-3253-6630 FAX: 03-3254-0477

E-Mail: jsse@oak.ocn.ne.jp

---

## ◇報告

- 政府の教育勅語容認答弁の問題点 中嶋哲彦（名古屋大学）
- 1948年教育勅語排除・失効確認決議の意義 三羽光彦（芦屋大学）
- 教育勅語と唱歌一儀式による共存関係を中心に 有本真紀（立教大学）

◇司会 乾彰夫（首都大学東京名誉教授） 折出健二（人間環境大学）

---

## 政府の教育勅語容認答弁の問題点

中嶋哲彦（名古屋大学）

### 1 教育勅語容認答弁の焦点

- (1) 1948年決議による指導原理性否定の意味を、唯一の指導原理とすることの禁止に限定。（理念）
- (2) 歴史的資料としての使用を超えて、教育勅語を教材として肯定的に用いることを容認。（教材）
- (3) 設置者による教育勅語を指導原理とする教育又は教材としての使用の強制、又は学校・教師による教育勅語を指導原理とする教育の実施または教材としての使用を促す可能性。
- (4) 教育勅語を指導原理とする教育の実施又は教育勅語の教材としての使用を内容とする、学生・生徒・児童又は保護者の要求を促し、それらに根拠を与える可能性。

### 2 一連の答弁の構成要素と論理

- (1) 1948年決議の指導原理性否定の意味を、1946年通牒の「唯一の淵源」否定に限定。
- (2) 教育勅語は「時代を通じた普遍的な事柄」を含む。  
⇒ 教育勅語には普遍的な道徳的価値が含まれており、唯一の指導原理としないかぎり、教育勅語が含む道徳的価値に基づく教育は容認される。
- (3) 教育勅語を教材とすることの是非について定めた規定はない。憲法・教育基本法に反しないよう適切な配慮の下で、教材として使用可。
- (4) 教材としての使用は教育現場の創意工夫で。教育の自由。
- (5) 不適切な使用には設置者・所轄庁が対応。

⇒ 教育勅語の教材としての使用を禁じる規定はなく、教育現場の判断で、憲法・教育勅語に反しないよう配慮して使用することは可。朝礼での朗読も否定しない。

(6) 憲法・教育基本法制定により教育勅語は法令ではなくなった。

⇒ 唯一の指導原理とする教育は行えない。

教育勅語の内容について解釈を加えない。

### 3 政府答弁が基礎とする事実認識の誤り

(1) 教育勅語の指導原理性は全面的に否定されている。

① 1946年通牒「勅語及び詔書の取扱について」1946.10.8

(a) 教育勅語を教育の唯一の淵源とすることを否定

(b) 式日等における奉読の禁止

(c) 学校での保管継続と神格化の禁止

② 1948年衆議院決議「教育勅語等排除に関する決議」1948.6.19

(a) 教育基本法が制定されたにもかかわらず、教育勅語に国民道徳の指導原理性があると誤解。

(b) 教育勅語は主権在君・神話的国体観に基づき、基本的人権を損ない、国際信義に疑点を残す。

(c) 指導原理的性格を認めない。

③ 1948年参議院決議「教育勅語等の失効確認に関する決議」1948.6.19

(a) 教育勅語は日本国憲法・教育基本法の制定によりすでに効力を失っていることを明確にする。

(b) 教育基本法に定める新教育理念の普及徹底に努力すべき。

④ 1948年通牒「勅語及び詔書の取扱について」1948.6.25

(a) 1948年決議を受けて、1946年通牒の否定。

(b) 教育勅語の謄本回収の徹底。

(2) 教育勅語の、歴史的資料以外の教材としての使用は認められない。

① 教育勅語の指導原理性が否定された以上、その内容を肯定的に扱う教育は存在しえない。

② 教育勅語に書かれた徳目は、主権在君・神話的国体観から切断されない。

(3) 学校・教師の創意工夫（教材選択の自由）に対する設置者の介入はきわめて大きい。

\* 学校・教師の教材選択・使用に関する設置者の管理監督が、政府答弁どおり限定的なものであるべきだとすれば、設置者による教育勅語使用の強制は「不当な支配」（教育基本法§16①）となる。

(4) 教育勅語は、憲法・教育基本法制定とは無関係に元々、法令ではない。

\* 法令ではなかったこと、すなわち君主の発した勅語であったことが、教育勅語の基本的性格を表している。

#### 4 教育勅語の指導原理性否定と普遍的価値を含む教材としての使用禁止

- (1) 日本国憲法・教育基本法の制定により、教育勅語の指導原理性は全面的に否定された。  
1948年決議は、このことを確認しつつ、1946年通牒に誘導された実態及び誤解を払拭。

1946.10.8	文部省「勅語及び詔書の取扱について」(1946年通牒)
1946.11.3	日本国憲法公布
1947.3.31	教育基本法公布・施行
1947.5.3	日本国憲法施行
1947.5.3	教育基本法公布に関する文部大臣訓令
1948.6.19	衆議院「教育勅語等排除に関する決議」、参議院「教育勅語等の執行確認に関する決議」
1948.6.25	文部省「勅語及び詔書の取扱について」(1948年通牒)

- (2) 教育勅語は日本国憲法・教育基本法に反するものであり、その指導原理性は言うまでもなく、その理念を部分的にでも復活させる余地はない。
- (3) 教育勅語は、天皇制国家とその教育制度の歴史的意味を批判的に考えるための歴史的資料として使用する場合を除き、教材として使用することはできない。

ex. 他の教材で肯定的に扱う道徳的価値について「同じことが教育勅語にも書かれている」と教えることは、教育勅語の歴史的意味を歪曲し誤った歴史認識を植え付ける行為。

#### 5 否定及び禁止の効力

- (1) 国及び設置者・所轄庁は、教育勅語を教育の指導原理として若しくは道徳的価値を含むものとして採用し又は普遍的価値を含む教材として使用させてはならず、及び使用することを容認してはならない。これを行うことは「不当な支配」(教育基本法§16④)に該当する。
- (2) 学校・教師が、教育勅語を教育の指導原理とする教育活動を行い、又は教育勅語を普遍的な道徳的価値を有するものであると教授し若しくは普遍的価値を含む教材として使用してはならない。
- (3) 学生・生徒・児童及びその保護者の内心の自由は尊重されるが、教育勅語の指導原理性否定及び普遍的価値を含む教材としての使用禁止の趣旨に反する学校内での活動は制限される。

1946.10.8 「勅語及び詔書の取扱について」(1946年通牒)

標記の件に関して往々疑義をもつ向もあるから左記の通り御了知の上御措置相成り度い。

- 一、教育勅語を以て我が国教育の唯一の淵源となす従来考へ方を去つて、これと共に教育の淵源を広く古今東西の倫理、哲学、宗教等にも求むる態度を採るべきこと。
- 一、式日等に於て従来教育勅語を奉読することを慣例としたが、今後は之を読まないことにすること。
- 一、勅語及び証書の謄本等は今後も引続き学校に於て保管すべきものであるが、その保管及び奉読に当つては之を神格化するような取扱をしないこと。

「備考」昭和二十三年六月二十五日発秘七号(後出)によつて取扱が変わつた。

(文部大臣官房総務課『戦後教育事務処理提要』第四集 1950.3)

1948.6.19 衆議院「教育勅語等排除に関する決議」

民主平和國家として世界史的建設途上にあるわが國の現實は、その精神内容において未だ決定的な民主化を確認するを得ないのは遺憾である。これが徹底に最も緊要なことは教育基本法に則り、教育の革新と振興とをはかることにある。しかるに既に過去の文書となつてゐる教育勅語並びに陸海軍軍人に賜りたる勅諭その他の教育に関する諸詔勅が、今日もなお國民道德の指導原理としての性格を持続しているかの如く誤解されるのは、従來の行政上の措置が不十分であつたがためである。

思うに、これらの詔勅の根本理念が主權在君並びに神話的國體觀に基いてゐる事實は、明かに基本的人權を損い、且つ國際信義に対して疑点を残すもととなる。よつて憲法第九十八條の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。政府は直ちにこれらの詔勅の謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである。

右決議する。

1948.6.19 参議院「教育勅語等の失効確認に関する決議」

われらは、さきに日本國憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが國家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に払拭し、真理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおごそかに宣明した。その結果として、教育勅語は、軍人に賜はりたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜はりたる勅語 その他の諸詔勅とともに、既に廢止せられその効力を失つてゐる。

しかし教育勅語等が、あるいは従來の如き効力を今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかり、われらはとくに、それらが既に効力を失つてゐる事實を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる。

われらはここに、教育の眞の權威の確立と國民道德の振興のために、全國民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力をいたすべきことを期する。

右決議する。

1948.6.25 「勅語及び詔書の取扱について」(1948年通牒)

「教育ニ関スル勅語」その他の勅語、詔書等の取扱に関しては、昭和二十一年十月八日附發秘三号をもつて通ちようしたが、今般衆、参兩院において別紙のような決議がなされたから、その趣旨徹底について遺憾のないよう万全を期せられたい。

なお、本省から交付した「教育ニ関スル勅語」等の謄本で貴管下学校等において保管中のものを貴職において取りまとめのうえ、左記様式による返還書を添え、至急本省へ返還方処置されたい。

右以外の勅語、詔書等についても前記決議の趣旨に則り適当な処置を講ぜられたい。

# 1948年教育勅語排除・失効確認決議の意義

三羽 光彦（芦屋大学）

## はじめに

期せずしてちょうど70年前のことになる。衆参両院の決議の内容をまず見ておきたい。国会決議は内閣不信任決議以外は法的拘束力を持たないが、国権の最高機関の国内外への意思表示として、政策決定などに影響を持つものである。

**衆議院「教育勅語等排除に関する決議」（1948年6月19日）**——現状は民主化の途上にある。教育基本法による教育の革新と振興が必要。「教育勅語」、「陸海軍軍人に賜りたる勅諭」、「教育に関する諸詔勅」はすでに過去の文書になっている。「国民道徳の指導原理」として持続しているかのように「誤解されるのは」従来の措置が不徹底。これらの詔勅は「主権在君」・「神話的国体観」に基づく。したがって「基本的人権を損ない」、「国際信義」に対し疑念を残すもとなる。憲法98条：「この憲法は国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」の本旨に従い排除し、「指導原理的性格を認めない」。直ちに謄本を回収し排除の措置を完了する。

**参議院「教育勅語等の失効確認に関する決議」（1948年6月19日）**——憲法の人類普遍の原理に則り教育基本法を制定、民主主義的教育理念を宣言。それにより「教育勅語」「軍人勅諭」「戊申詔書」「青少年学徒に賜りたる勅語」等は「既に廃止せられ」「効力を失っている」が、その事実を明確にするため「もれなく回収する」。「教育の真の権威の確立と国民道徳の振興のために、全国民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力を致すべき事を期する。」

衆参両院とも教育基本法制定で教育勅語を排除し失効していることを前提として、その確認を行い謄本を直ちにもれなく回収することを決議している。ただし、衆院は憲法98条の最高法規性を論拠としているが、参院は教育勅語と教育基本法を対置させ教育基本法により教育勅語等が失効していること、基本法の教育理念の普及徹底が重要なことを示している。

**「教育ニ関スル勅語」の性格**——詔勅の一種ではあるが大臣の副署を欠いており、国務に関する勅語ではなく、起草者井上毅のいうように「政治上の命令と区別」された「社会上の君主の著作公告」（君主は国民の思想信条の自由に介入すべきでない）。よって、法律・命令のように「廃止」とすることはできない。しかしいいかえれば帝国憲法下であろうがそれ自体で法規・命令のように国民をしばることのできない性格のものであった。ところが逆に儀式や修身の内容などを通じて絶対的な権威と拘束力をもった。

## I. 戦後改革における教育勅語処理の過程

### 1. 敗戦直後・国体護持の強調——国家的危機に対処する教育政策

- (1) 終戦詔書・1945年8月14日——「国体ヲ護持シ得テ」
- (2) 文部省訓令第5号・文部大臣太田耕三・1945年8月15日——「国体護持ノ一念ニ徹シ」
- (3) 文部省「新日本建設ノ教育方針」・1945年9月15日——「益々国体ノ護持ニ努ムルト共ニ・・・」

### 2. 神道指令（GHQの覚書・1945年12月15日）は教育勅語に言及せず

- (1) 総司令部内の新勅語論
- (2) 宗教学者岸本英夫の関与

### 3. 新勅語構想

- (1) 「大東亜戦後ノ教育ニ関シ下シ給ヘル勅語(案)」(京都勅語草案)・1945年12月5日・GHQ/CI&Eの一部の支持。
- (2) 昭和天皇「日本建設ニ関スル詔書」1946年1月1日
- (3) 教育刷新委員会の新勅語構想・「米国教育使節団に協力すべき日本側教育委員会の報告書」1946

年2月ころ

- (4) 教育刷新委員会の教育勅語否定の水準
- (5) 東京大学教育制度研究委員会（1946年3月）の新勅語否定論
- (6) 新勅語構想へのジャーナリズム・世論の批判

#### 4. 対日米国教育使節団の教育勅語批判

- (1) 第三委員会の草案——恒久的廃止・13対8で可決。
- (2) 報告書成案での後退——儀式での奉読と御真影拝礼の禁止のみ。
- (3) 使節団員イービーの回想——天皇制との関係

#### 5. 田中耕太郎の教育勅語擁護とその批判

- (1) 田中耕太郎学校教育局長の地方教学会議での訓示・1946年2月21日
- (2) 「読売報知」「朝日新聞」の批判と田中の弁明
- (3) 田中文相の憲法改正議会での勅語擁護論・1946年7月15日  
ただし田中は廃止されない限り勅語は守るべきといいつつ、この国会で教育基本法構想を提示し、平和と民主主義の教育理念により「皇国ノ道」などの教育理念を廃すると述べている。ところが他方、田中の法理論では国家による教育目的・道徳律の規定に否定的である。しかしながら教育基本法では過去の教育を払拭するためにあえてそれをした、と後（『新憲法と文化』1947、『教育基本法の理論』1961）に述べている。田中の思想と行動は複雑である。
- (4) 英字紙『ニッポン・タイムス』（7月16日付）の反響
- (5) 民間諜報局（CIS）の特別レポート——教育勅語は「国家主義的で画一的な教育制度の源泉、その拘束の源」、廃止すべきである。
- (6) 「日本教育制度改革に関する政策案」（米国案）の改訂——勅語の全面的使用禁止条項を追加し承認（10月5日）

#### 6. 教育勅語処理をめぐるCI&E内の多様な意見・1946年7. 8月

- (1) 宗教課（バンス課長）——奉読禁止・教育課程から排除・立場明確。
- (2) 教育課（オア課長）——新勅語論との関係で揺れ動く

#### 7. 文部次官通牒発秘三号「勅語及詔書等の取り扱いについて」・1946年10月8日

一、教育勅語を以て我が国教育の唯一の淵源となす従来の考へ方を去つて、これと共に教育の淵源を広く古今東西の倫理、哲学、宗教等にも求むる態度を採るべきこと。

一、式日等に於て従来教育勅語を奉読することを慣例としたが、今後は之を読まないことにすること。

一、勅語及詔書の謄本等は今後も引続き学校に於て保管すべきものであるが、その保管及奉読に当つては之を神格化するやうな取扱をしないこと。

\*「今後は之を要しない」が「今後は之を読まないこと」へCI&Eにより修正される。

\*10月9日、四大節の儀式内容を定めた国民学校令施行規則等の条項を廃止。

\*御真影についてはすでに1945年12月20日に天皇服制改正を理由として回収（「奉還」）すること、1月1日の式に御真影を使わないことを指示。教育勅語と御真影はその処理の時期が大きくずれる。

\*この段階では「教育の唯一の淵源となす従来の考へ方を去つて」とその否定が不徹底である。古今東西の思想と併存させている。

\*廃棄回収ではなく「保管」、「神格化するやうな取扱をしないこと」にとどまる。しかも学校教育に限定。

## II、教育勅語等排除・失効確認決議

1947年からは大きく情勢が変わり、

### 1. 教育基本法・学校教育法の公布・施行

- (1) 教育基本法・1947年3月

総司令部民政局（GS・C. H ピーク）は 47 年 2 月 14 日教育勅語廃棄の条文を基本法に明記することを提案。CI&E はこれを否定 (letting sleeping dogs lie)。GS はこれ以上いうと CI&E への越権行為とみなされかねないので自粛する。

(2) 学校教育法・同施行規則制定・施行——国民学校令など教育関係勅令廃止

## 2. 内外情勢の変化と世論

- (1) 国内政治情勢の変化——片山社会党内閣、新憲法の施行（1947 年 5 月 3 日）、枢密院・宮内省の廃止、不敬罪の廃止。
- (2) 諸外国の監視——極東委員会第 4 特別委員会の教育基本法審議（47 年 4 月 9 日）ソ連代表は「天皇崇拝に関する教授の禁止および教育勅語の禁止等の同委員会の政策決定に照らして教育基本法が不十分」との厳しい指摘。
- (3) 内外から天皇の地方巡幸の批判。1948 年からは天皇巡幸は中止。「ニューヨーク・タイムズ」の天皇制廃止論—日本支配層、占領軍に衝撃。
- (4) 天皇退位論との関係——教育勅語問題は天皇制の問題でもあった。——天皇制は変わったのか。さもなくば廃止を、少なくとも即座に退位を。教育勅語の温存は「国際信義に対して疑念を残す」。

## 3. 教育勅語に関する新聞論調・世論の調査 (GS)

- (1) 占領軍 (CI&E・GS) は世論の動向を調査。
- (2) 勅語の温存を望む人々の伝統主義やセンチメンタリズムを批判、「どの新聞も勅語の存続の支持は見られない」

## 4. 総司令部民政局 (GS) からの指示・1948 年 5 月

- (1) 参議院文教委員会委員長・田中耕太郎の反対
  - ① すでに勅語は教育基本法の制定によって効力を失っている。
  - ② 無効宣言は裁判所の権限で国会の権限ではない。
- (2) すでに失効していることの「確認」という趣旨の決議とすることで一致。問題は教育勅語の可否ではなく勅語の可否を国会が審判することの適否として議論された。

## 5. 決議の草案 (J. ウィリアム文書)

- (1) 衆議院——6 月 3 日案、8 日案、9 日案、12 日案、14 日案の 5 種。

6 月 8 日案で「もとよりこれらの勅語の内容は部分的にはその真理性を認められるのであるが」の部分を削除。
- (2) 参議院——日付不明案（6 月 8 日以前と推定）、8 日案、10 日案の 3 種。

参議院 6 月 8 日案タイトル「新教育理念の普及徹底に関する決議案」のち「失効確認」へ。
- (3) 教育勅語否定という趣旨に対する反対はそれほど強くなかったようである。6. 教育勅語に関する新聞論調・世論の調査 (GS)
- (4) \*勅語の温存を望む人々の伝統主義やセンチメンタリズムを批判、「どの新聞も勅語の存続の支持は見られない」

## 6. 決議の評価と意義

- (1) 衆議院・10 回ほどの打合会、参議院 3 回の打合会
- (2) 記録——参議院文教委員会（5 月 27 日・6 月 15 日）、衆議院文教委員会（6 月 11 日）、両院本会議（6 月 19 日・決議採択）
- (3) 参議院・羽仁五郎「国民に先ず第一に教育勅語というのは如何に有害であったということをはっきり示すことが必要」「たとえ完全なる真理を述べておろうとも、それが君主の命令によって強制された所に大きな間違いがある」・田中耕太郎「教育基本法の理念の普及を重視」「教育勅語等の、教育の最高指導原理としての性格を明瞭に否定いたしましたのは、申すまでもなく新憲法及びその精神に則りましたところの（中略）教育基本法であります」

(4) 森戸辰男文相の発言——「さらに思想的に見まして、教育勅語は明治憲法を思想的背景としておるのでありますから、その基調において新憲法に合致しがたいものであることは明らかです。」

(5) 「勅語及び詔書の取扱について」(1948年 1948. 6. 25 通牒)

## 7. 教育勅語に関する新聞論調・世論の調査 (GS)

\* 勅語の温存を望む人々の伝統主義やセンチメンタリズムを批判、「どの新聞も勅語の存続の支持は見られない」

8. 文部省『日本における教育改革の進展』1951年8月——「教育基本法は、こうして全く新しい形式と手続きとにおいて、教育勅語に代わって日本教育の根本を明示する地位を持つに至った。そして、この事実を国家的に確認し、疑いの余地を残さないために(中略)『教育勅語等の効力排除(失効確認)に関する決議』が決定された。(中略)この教育勅語に関する問題は、教育上、こうして完全に終結するに至ったのである」

## まとめ

(1) 教育勅語の使い方について憲法・教育基本法に反するか否かの判断を教育委員会や学校設置者にゆだねるまでもなく、学校教育で教育的価値をもつものとして使用することは憲法・教育基本法、国会決議に違反している。

(2) 複雑ではあるが戦後改革の過程は教育勅語から教育基本法への教育理念の転換のプロセスであった。ゆえに教育基本法と教育勅語は併存しうる性質のものではない。

(3) 新憲法下で教育勅語・教育勅語は完全に排除されたのか

「教育勅語合憲確認請求訴訟」①教育勅語が憲法に違背するものでないことの確認、②衆参両院における勅語失効決議の取り消し決議を求め、国会を訴える。1953年11月17日最高裁第三小法廷判決——「衆参両院が専ら道義的又は政治的見地から自ら決すべき問題であって、裁判所が法律の適用によって終局的に解決し得べき事項でなく」

\* 教育勅語を教育の理念としている事例——私立学校では許されるのか否か。私学も公教育。

\* 教育勅語と国家神道—①近代日本のナショナルイデオロギーとしての国家神道と深く結びついていた。

②国家神道は宗教でないとされ、淵源が記紀神話にまでたどれる伝統的価値を持つものとされたが、仏教やキリスト教を排除して明治になって新たにつくられた宗教的イデオロギーであった。

## 文献

- ① 鈴木英一「敗戦直後の教育勅語批判——占領文書からみた戦後教育改革(1)」『教育』396号、1981年4月号。
- ② 佐藤秀夫「幻の新・教育勅語案——戦後教育改革のかくれた一齣」『文教』1981年夏号、教育問題研究会、1981年6月。
- ③ 佐藤秀夫・鈴木英一「敗戦直後の京都・新教育勅語構想——有賀鐵太郎とシーフェリン」『季刊教育法』第43号、1982年春号、総合労働研究所。
- ④ 鈴木英一『日本占領と教育改革』勁草書房、1983年。
- ⑤ 鈴木英一・佐藤秀夫外「米国対日教育使節団報告書の成立事情に関する総合的研究」『名古屋大学教育学部紀要——教育学科』第31巻、1985年3月。
- ⑥ 三羽光彦「教育勅語の廃止決議」『教育』468号、1986年7月号、国土社。
- ⑦ 三羽光彦「近代日本思想史における教育刷新委員会——いわゆる自由主義的知識人の国家観・社会観に関連して」『岐阜経済大学論集』第42巻第3号、2009年3月。
- ⑧ 鈴木英一・平原春好編『資料 教育基本法50年史』勁草書房、1998年。



# 教育勅語と唱歌—儀式による共存関係を中心に

有本 真紀 (立教大学)

## ♪祝日大祭日儀式唱歌《勅語奉答》

演奏：市川 恵 (早稲田大学助教)

(右) 1893年8月12日官報第3037号附録  
「祝日大祭日歌詞並楽譜」より  
勝安芳作歌・小山作之助作曲

### 1. 《勅語奉答》の記憶

【Aさん：1929年生まれ女性】

毎朝、「教育勅語」と「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」を唱えた。意味はちっともわからなかったけど、今でも全部言える。男の子は、先生に聞こえないところで「朕思わず屁をひって、汝臣民臭かろう」と言っていて遊んでいた。1級上の方は、「宣戦ノ詔書」も唱えていた。式日は「ええべべ」(良い着物)を着て、校長先生の教育勅語を聞いてから、奉答歌(下の歌詞)を歌った。

あな たふとしな おおみこと 大勅語  
みことの趣旨を むね 心に刻りて  
露もそむかじ 朝夕に  
あな たふとしな 大勅語

(初出『新撰國民唱歌5』1901、中村秋香作歌・小山作之助作曲)

【Bさん：1931年生まれ男性】

校長先生が白い手袋をはいて、おもむろに木の箱から勅語の巻物を取り出し、祝詞口調で奉読されます。生徒は、頭を垂れて不動の姿勢で勅語を聞きます。勅語奉読の後、校長の話があり、話の後に《勅語奉答》を歌いました。四大節の前には朝礼の時に式歌の練習があり、それとは別に、式の直前には1時間を割いて、全校生徒が式歌の練習をしました。特に勅語奉答の歌は、大きな紙に歌詞を書いて掲示されていました。何せ、「畏き」「尊き」「尊く」と同じような言葉が出てきて、しかも似通った節が繰り返されるので、低学年の児童には歌いにくい歌でした。高学年でも自信をもって歌える者は多くはなかったと思います。何回も繰り返し練習し、式には何とか格好がついたように思います。意味などは関係なく、とにかく歌えればそれで良かったのです。

式には、町長、役場吏員、警察署長、町の名士が参列されます。みんな正装しての参列です。式の歌が下手であれば、校長の面目は保たれなかったのだと思います。式に参加する生徒の心構えが、姿勢や歌に現れます。参列した来賓は、生徒の様子を見て、教育の成果を評価する機会にもなるわけです。校長をはじめ、教職員は、厳粛で規律正しい式典となるように、特に気を配ったのだと思います。ですから、式歌の出来栄は、極めて重要視されたのでしょう。それにしても、勅語奉答の歌は、子どもたちには実に覚えにくい歌であったと思います。

【Cさん：1930年生まれ男性・Dさん：1932年生まれ男性】

Cさん：「教育勅語はよく覚えているが、《勅語奉答》という歌は覚えていない」とおっしゃる。しかし、ルビなしの歌詞をお見せするとすらすらと読まれ、「考えずにこれが読めるということは、歌ったのかもしれない」と

勅 語 奉 答

アヤニ カレコキ スメラギ ノー アヤニ タフトキ スメラギ ノ  
アヤニ タフトク カレコク モー クダシ タマヘリ オホミコト  
コレゾ メデタキ ヒノモト ノー クニノ ラシヘノ モトニナル  
コレゾ メデタキ ヒノモト ノー ヒトノ ラシヘノ カガミナル  
アヤニ カレコキ スメラギ ノー ミコト ノ ママニ イソレミテ  
アヤニ タフトキ スメラギ ノー オホミ ココロニ コタヘ マツラム

大	あ	勅	あ	人	是	國	是	下	あ	あ	あ	
御	や	語	や	の	ぞ	の	ぞ	し	や	や	や	勅
心	に	の	に	の	め	の	め	賜	に	に	に	語
に	き	ま	ま	教	で	教	で	へ	尊	尊	畏	奉
に	き	ま	ま	の	た	の	た	り	き	き	き	答
答	天	勤	天	鑑	日	基	日	大	畏	天	天	小
へ	皇	み	皇	の	の	の	の	勅	く	皇	皇	山
ま	の	の	の	本	本	本	本	語	の	の	の	作
つ	の	の	の	の	の	の	の	も	の	の	の	之
ら	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	助
む	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	作
む	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	曲
ら	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	歌

のこと。メロディーを提示すると、「聞いたことがあるようだ」。Dさん:「《勅語奉答》という歌は覚えていない」。歌詞を音読すると「聞いたことがある。勅語奉読の後全校で歌ったかどうかは覚えていない」。

## 2. 唱歌と学校儀式の関係略史 (明治期)

- 1872年 学制、下等小学の教科に「唱歌(当分之ヲ欠く)」。「小学教則」には「唱歌」に関する記載なし  
(M5) 新年最初の登校日に行われる「始業式」(開業式・開講式・開塾式)のほか儀式に類する記録には接していない
- 1876年 陸軍戸山学校において観兵式の後に日本で初めての卒業式挙行、軍楽隊奏楽  
(M9) 天長節に式部寮雅楽課伶人が宮中初の洋楽演奏
- 1877年 東京大学第1回卒業式。千葉師範学校、駒場農学校、工部大学校、華族学校開講式で軍楽隊奏楽  
(M10) 式部寮雅楽課「保育唱歌」作成開始、東京女子師範学校附属幼稚園で「保育唱歌」教授開始
- 1878年 東京大学卒業式で陸軍軍楽隊が奏楽、天皇皇后の写眞が掲げられる
- 1879年 教学聖旨の「小学条目二件」で、忠臣義士孝子節婦の画像写真を子どもたちに示し、それら人物の話を  
(M12) 聞かせて仁義忠孝の心を養うべきことが指示される  
伊澤修二、目賀田種太郎の働きかけにより音楽取調掛設置(後の東京音楽学校、現東京藝術大学)  
皇后臨席による女子師範学校第1回卒業式で体操、理化学実験とともに初の唱歌(「保育唱歌」から3曲、うち《学之道》は皇后の作歌で後に同校校歌となる) →儀式と唱歌が結びつく端緒
- 1880年 改正教育令(修身の重視)。音楽取調掛伝習開始。東京師範学校・同附属小、東京女子師範学校・同  
(M13) 附属小・同附属幼稚園でもメーソンによる唱歌教授開始
- 1881年 「小学校教則綱領」に「唱歌ヲ授クルニハ児童ノ胸膈ヲ開暢シテ其健康ヲ補益シ心情ヲ感動シ其美德  
(M14) ヲ涵養センコトヲ要ス」(第二十四条)「但唱歌ハ教授法等ノ整フヲ待チテ設クヘシ」
- 1882年 日本初の五線譜による唱歌教科書『小学唱歌集』初編発行(第二編1883、第三編1884)  
(M15) 緒言:凡ソ教育ノ要ハ徳育智育体育ノ三者ニ在リ。而シテ小学ニ在リテハ最モ宜ク徳性ヲ涵養スルヲ以テ要トスベシ。今夫レ音楽ノ物タル性情ニ本ヅキ、人心ヲ正シ風化ヲ助クルノ妙用アリ。  
例)《五常の歌》(仁・義・礼・智・信)、《五倫の歌》(父子親あり 君臣義あり 夫婦別あり 長幼序あり 朋友信あり)、《皇御国》《栄行く御代》《天津日嗣》《太平の曲》  
東京師範学校及び附属小、東京女子師範学校(附属小含む)卒業式に唱歌を組み込む  
→儀式による唱歌のデモンストレーション
- 1883年 長野県師範学校、開業式と卒業式で唱歌披露。音楽取調掛期末演奏会で証状授与。
- 1884年 『音楽取調成績申報書』「道徳上ノ関係」に「心ヲ正シ身ヲ修メ俗ヲ易フルハ、音楽ニ如クモノナシ」  
(M17) (『小学唱歌集』には)「専ラ徳育ニ資スルトコロノモノヲ取用セリ」(=快情ヲ鼓舞スルモノ、朋友ヲ愛慕シ交際上信義ヲ厚ウスルノ心情ヲ養成スルモノ、父母ノ恩恵ヲ慕ハシムルモノ、尊王愛国ノ赤心義氣ヲ喚発セシムルモノ、敬神ノ心ヲ起サシムルモノ) →徳育への貢献を前面に出し、具体的な徳目を『小学唱歌集』の曲目と結びつけて唱歌科への理解を得ようとする
- 1886年 外山正一、下野私立教育会の講演で唱歌科の開設を主張。「愛国ガ宜シイ宜シイト云ツテ教科書ヲ説  
(M19) イテモ子供ハ能ク感ジマセヌ ソレヨリモ『やしまのうちのまもり』ヲ歌ツタ方ガ愛国ニナリマス」  
『小学唱歌集』初編《蚩》 三 つくしのきはみ。みちのおく。うみやまとほく。へだつとも。  
そのまごころは。へだてなく。ひとつにつくせ。くのにため。  
四 千島のおくも。おきなはも。やしまのうちの。まもりなり。  
いたらんくにに。いさおしく。つとめよわがせ。つつがなく。
- 1887年 沖縄県尋常師範学校へ御真影下付(府県立学校への最初の下付)  
(M20) このころから、師範附属以外の小学校にも卒業式が普及し、式に唱歌を取り入れる学校も
- 1888年 文部省が紀元節・天長節をはじめとする国家祝日に学校儀式を実施するよう内命  
(M21) 初の儀式唱歌《紀元節》(高崎正風作歌、伊澤修二作曲)、加えて《天長節》(黒川真頼作歌、奥好義作曲)を学校唱歌として府県・直轄学校に送付

- 1889年 学校からの請願により、「優等」とされた場合には高等小学校にも御真影を下付する旨通知  
(M22) 「卒業式」をタイトルに含む唱歌が生まれ、さまざまな儀式のための唱歌が発表されはじめる
- 1890年 伊澤修二、国家教育社設立  
(M23) 「教育ニ関スル勅語」 渙発。謄本を全国の学校に頒布するとともに吉川顕正文部大臣が「学校ノ式日及其他便宜日時ヲ定メ」「勅語拝読式」を行うよう訓令（無号）➡勅語謄本への拝礼と唱歌の斉唱とを組み合わせる学校儀式の構成が形成される  
菟道春千代作歌《国民教育 勅語唱歌》（最も早い勅語唱歌）発行。雨宮久美（1998「明治期の倫理的唱歌の成立—忘れられた教育勅語唱歌」）によれば、明治期に28曲の勅語唱歌が発表された。
- 1891年 卒業式で勅語奉読、優等生への『勅語衍義』賞賜、卒業生への勅語謄本贈与を行う学校も  
(M24) 小学校祝日大祭日儀式規定（文部省令第4号）。紀元節、天長節、元始祭、神嘗祭、新嘗祭、孝明天皇祭、春季皇霊祭、神武天皇祭、秋季皇霊祭、一月一日）の祝祭日儀式において「其祝日大祭日ニ相応スル唱歌ヲ合唱ス」（第一条四、具体的な唱歌曲目は指示されず）  
「小学校祝祭日唱歌用歌詞及楽譜認可ノ件」（文部省訓令第2号）「其採択ヲ慎ムヘキモノナルヲ以…知事ニ於テ予メ本大臣ノ認可ヲ経ヘシ」、同説明「主トシテ尊王愛國ノ志氣ヲ振起スルニ足ルヘキモノ所謂国歌ノ如キモノタラサルヘカラサルハ論ヲ俟タス然ルニ未タ適當ノ歌詞楽譜ナキカ為メ往々杜撰ノモノヲ用フルモノアリ是レ教育上深ク憂フヘキコト」  
➡祝日唱歌歌詞及楽譜審査委員会設置  
文部省、御真影と教育勅語謄本を「最も尊重ニ奉置」するよう訓令  
「唱歌用歌詞及楽譜採択ノ件」（文部省普通学務局長通牒、翌年1月7日付官報彙報欄に「儀式ヲ行フノ際唱歌用ニ供シ差支ナキモノ」13曲=《我大君》《君が代》《天津日嗣》《栄ゆく御代》《五日の風》《大平の曲》《祝へ吾君を》《瑞穂》《治る御代》《君が代の初春》《紀元節》《天長節》《君が代》）
- 1892年 『小学唱歌』刊行開始（1893.9までに全6巻）「別欄を設け教授上注意すべき事項を附記」
- 1893年 「祝日大祭日歌詞並楽譜」（文部省告示第3号、官報第3037号付録）《君が代》《勅語奉答》《一月一日》《元始祭》《紀元節》《神嘗祭》《天長節》《新嘗祭》の8曲  
(M26)
- 1894年 「小学校ニ於テ唱歌用ニ供スル歌詞及楽譜ハ……本大臣ノ認可ヲ受ケタルモノ、外ハ採用セシムヘカラス但他ノ地方長官ニ於テ一旦本大臣ノ認可ヲ経タルモノハ此限ニ在ラス」（文部省訓令第7号）  
(M27) ➡国民学校芸能科音楽になるまで唱歌教科書は国定化されなかったが、教材は事実上の国定
- 1896年 台湾総督府国語学校講習員第一回卒業証書授与式で勅語奉読、《君が代》《勅語奉答》《皇御国》
- 1907年 小学校令改正で尋常小学校は6か年の義務制となり、唱歌は必修科目となる（附則に「当分ノ内之之ヲ欠クコトヲ得」）。  
(M40)

(右)『小学唱歌』巻之一 第一曲《おほわた》伊澤修二作曲

オホワタトハ、犬ヲサシテ云フ見言ナリ。ノ犬ニ就キテ、種々問答ヲ為シ、犬サヘモ、食物ナド與ヘテ、能ク養ヘハ、飼主ノ恩ヲ忘レヌコトノ話ヲナシ、推シテ人タルモノハ、他ヨリ恩ヲ受ケタルヲ忘ルマジキコトニ説キ及ボシ、而ル後唱歌ノ教授ニカ、カルベシ、ノ我国ハ、大古以来、土地、物産ナド、皆帝室ノ御所有ナリシヲ、今日、其土地ヲ下シ賜リ、物産ヲ開成セラレ、人民ヲシテ、安穩ニ生活ヲ遂ゲ得シムルニ至リタルハ、偏ニ天皇陛下ノ御恩沢ニヨル事ナレバ、幼年ノ時ヨリ、皆忠君愛國ノ志ナクテハ、叶ハヌ事ヲ悟ラシムベシ。



### 3. 唱歌と教育勅語を支えたもの

- ・「歌う修身科」としての「唱歌」：教科の存在理由

楽器や歌謡は「音曲」や「遊芸」、女子の稽古事→「歌を唱えること」は学校で教えられるべき内容か？

学制に教科名のみ示されたものの、教材も指導法も見当がつかず、教えられる教員もいない中でのスタート→修身の重視と西洋唱歌の伝習・教材作成とが同時進行

「徳育唱歌による近代化」が伊澤の構想（奥中康人 2008『国家と音楽—伊澤修二がめざした日本近代』）

- ・公的な響きとしての西洋音楽：天皇および国家の重要な儀式・儀礼と結びついた受容

例）フェントン作曲初代《君が代》（1870年越中島での天皇臨御による観兵式で薩摩藩軍楽隊が演奏）、鉄道開業式（1872）、内国博覧会の賞牌授与式など政府主催の式典、外交行事、各所への行幸の際

- ・卒業証書授与式による学校儀式と奏楽・唱歌との結びつき

近代学校の頂点に新時代の「公」を示す象徴的な音が鳴り響く＝個人の勉学の成果が公的に権威付けられる来賓・観衆が参集する卒業式は西洋音楽・唱歌にとってデモンストレーションの好機

- ・唱歌必修化の原動力：小学校祝日大祭日儀式規定と「祝日大祭日儀式歌詞並楽譜」

儀式規定以前から、唱歌講習を受け、儀式で唱歌を披露することに意欲的な教師も（「往々杜撰ノモノ」であっても）＝儀式唱歌が教えられたのは上意下達のみに基づいたことだったのか？

- ・音・音楽の必要性：儀式の開始と終了を告げて日常の時間（俗）から儀式の時間（聖）を区別し、儀式の性格を際立たせるために音・音楽が必要とされる

- ・権威の獲得：

人びとが儀式に参加し、参集者が当該儀式に応じたふるまいをすること自体が権力を成立させ追認させる

また、ある人物や事物が従来もたなかった権威を獲得することは、公共的な儀式の執行を通して表現される

「政治組織の強度は、そのメンバーの信念の同質性からではなく、儀式をとおしての連続的な忠誠の表現に由来する」（カーツァー1989『儀式・政治・権力』p.93）

- ・斉唱の力：

「斉唱」と声がかかれば、それに応じないという行為がその人の人間性や能力や主張の問題とされる

特に儀式という場が参加者に様式化された身体行為を課すのであり、その場に参集しているという事実において、その身体行為への直接的で共同的な参加を余儀なくされる。唱和することが義務付けられている歌（言葉）は、あらかじめの記憶によって、意味など全く考えずに声をそろえて歌うことができる

唱和・斉唱という共同的な身体行為の結果、自らの声が全体の声に溶け、その総体がこの場とこの時を、自らの身体と仲間たちの身体を包み込む経験が記憶される

「彼らが一致し、また、一致していると感じるのは、同じ叫びを発し、同じ言葉を発し、同じ対象について同じ所作をすることによってである」（デュルケム『宗教生活の原初形態』1975、上 p.414）

- ・身体の把捉：低頭・静止とそれからの解放

禁止事項（鼻水をすする・咳・搔く・虫をはらう等）とその徹底が聖性を生み出す

多くの者は同じ行動を強制されただけではないか？ だが、「各人は自分に許され、あるいは命ぜられている行動の仕方に応じて感ずる」（レヴィ=ストロース 1970『今日のトーテミズム』p.116）のであり、儀式は、人びとが同じ価値や解釈を共有することなしに、ともに行為することによって連帯と規範を打ち立ててしまう

- ・意味の不在：《勅語奉答》は内容の空虚さこそが重要ではないか？

教育勅語も《勅語奉答》も、声にするまさにその時点においては言語内容としての解釈的な意味をもちえない（子どもには意味がわからないということだけでなく）

- ・同時性と反復：同じ日に宮中でも祭祀・祝賀が行われ、全国のどの学校でも同じ形式と所作が繰り返される

儀式に参加する者がそこで発される言葉を理解するかどうかは問題ではなく、その発話の反復によって儀式が効力をもつ